

國學院大學學術情報リポジトリ

相馬地方における平田鏡胤書簡(VI) :
「近世国学の靈魂觀をめぐるテキストと実践の研究-
靈祭・靈社・神葬祭-」研究事業

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001687

相馬地方における平田鍊胤書簡（VI）

「近世国学の靈魂觀をめぐるテキストと実践の研究

— 靈祭・靈社・神葬祭 — 研究事業

はじめに

本稿は、國學院大學図書館蔵の高玉安兄宛平田鍊胤書簡の翻刻である。同文書については、日本文化研究所の若手研究者（大学院生を含む）による研究会である「近世社家文書研究会」⁽¹⁾によって翻刻作業が始められ、平成十四年度以降は同研究所の研究プロジェクトのなかで調査研究が進められた。平成二十年度からは研究開発推進機構日本文化研究所の研究事業「近世国学の靈魂觀をめぐるテキストと実践の研究—靈祭・靈社・神葬祭—」（研究代表 松本久史）において、調査が継続されて翻刻を進めている。

これまでの調査・翻刻の成果は五回に分けて『國學院大學日本文化研究所紀要』⁽²⁾に発表してきた。今回の翻刻は、これらに続くもので、差出の年代がまだ確定されていなかった書簡のうち、三十二通（断簡を含む）について年代

推定をしたうえで翻刻したものである。

翻刻の担当者は、本事業の担当者である松本久史（講師、研究代表者）、遠藤潤（助教）、星野光樹（PD研究員）、小林威朗（研究補助員）、三ツ松誠（研究補助員）および田中秀典（研究開発推進機構学術資料館研究補助員）である。うち編集事務は三ツ松が担当した。

今回、翻刻の対象となった書簡について簡単に紹介しておきたい。これらの多くは既に述べたように、これまで年代が確定していなかったものであり、内容的にもその細部の文脈を理解しにくいものが少なからず含まれている。これらの書簡の年代推定には、年代や内容の比較的明確な高玉家宛書簡や「気吹舎日記」の諸記事を参照したが、今後、内容をいっそう正確に理解し、一連の文脈のなかに位置づけるためには、関連史料との相互参照作業が不可欠である。

これまでと同じく、今回翻刻の書簡のなかでも、書籍関係の記事は多く見られる。時期の早いものでいえば、（天保七年）十月七日の書簡【三】では『玉櫛』第五巻と『大扶桑国考』の彫刻について記されている。同時に『玉櫛』第二巻については事情があってその版行をあとに回している様子にも触れている。【二十四】では同書第六巻の彫刻に着手したことが述べられるとともに、同書第十巻の版行についても話題にのぼっている。『玉櫛』のなかで第二巻と第十巻は他の巻に比べて版行が遅れたことが知られているが、これらはその事情に関わるものである。ただし、具体的理由についてはいづれも触れられていない。

門人関係では、（嘉永四年）八月十七日の書簡【十】で、秋元房照（陸奥国岩城檜峯郡上川内村 正八幡宮羽山宮神主）の入門や、三嶋玉温（伊予国越智郡大三島宮之浦 大山積大明神社長）の来訪について述べられている。書簡中で鍔胤は秋元の入門について高玉安兄の貢献をたたえるが、この時期は、高玉や奥山正胤らの紹介によるま

った入門者のあった時期である。こののち、十月二十三日には菅長好（菅右京、伊予国越智郡 大三嶋社禰宜）が景安正朝（備後国御調郡山中村 賀羅加波神社神主）とともに気吹舎を訪問して入門している（「気吹舎日記」『国立歴史民俗博物館研究報告』一二八、二六一頁）。

【七】や【二十四】などの書簡からは、入門した者たちから篤胤の「霊代」として、短冊などが望まれている様子が伺える。年代推定にもあるように、弘化四年には篤胤の短冊を求められた鏡胤がこれを断っているが、【二十四】では「古史徴の稿本の内紙簡五枚」を高玉宛に送るので、それを所望の門人たちに分けるようにと指示している。ここでは、篤胤の没後であっても、依然篤胤が門人たちを惹きつけていた様子がみられる。

註

- (1) 平成十四・十五年度「近世近代の神道家・国学者の基礎的研究」プロジェクト（担当 阪本是丸）、平成十六・十八年度総合プロジェクト「神道と国学の歴史に関する資料的研究」、平成十九年度プロジェクト「近世国学の靈魂観をめぐる思想と行動の研究」（研究代表 松本久史）。
- (2) 「相馬地方における平田鏡胤書簡―解題と翻刻―」（『國學院大學日本文化研究所紀要』第八十九輯、平成十四年三月）、「相馬地方における平田鏡胤書簡（Ⅱ）」（同第九十輯、平成十四年九月）、「相馬地方における平田鏡胤書簡（Ⅲ）」（同第九十一輯、平成十五年三月）、「相馬地方における平田鏡胤書簡（Ⅳ）」（同第九十九輯、平成十九年三月）、「相馬地方における平田鏡胤書簡（Ⅴ）」（同第百輯、平成二十年三月）。

凡例

- 一、 変体仮名は「者」、「而」、「江」などについてはそのままとしたが、そのほかは現行の仮名に改めた。「坐」「座」は「座」に統一した。
- 一、 原則として、字体は異体字を含め、通行のものを用いた。
- 一、 「」記号で原本の改行を示した。
- 一、 欠字・平出・擡頭はこれを反映した。
- 一、 判読できない文字は、□で示した。

※書簡は年代の古い順に配列した。なお「B 91」などの番号は年代推定以前に付した整理番号である。

※特に注記のないものは平田鍔胤差出高玉安兄宛の書簡である。

※なお、史料は全て國學院大學図書館蔵。

【一】 B 88

(天保期 年月日不詳 夏)

〔高玉君 平田〕(ウワ書)

○二白奥州海辺通りハ貴君」先駆ニ而御座候所御
 帰り後一向御不」精之様被存甚心ならず候如何
 候哉」しつかり御出精勤学可給候」

一筆致啓上候甚暑之節」之由候得共貴家御揃倍々」御
 清栄可被成御起居珍重」奉存候随而当方親父初無」別
 義罷在候間乍慮外御休意」可被下候然者其後ハ一向ニ」
 御左右無之如何御入候哉此方も」書状差立申度候
 得共御存知之」繁用ニ御座候上当年ハ春以来」

(後欠)

【年代推定】「親父」すなわち篤胤の生前、高玉の「御
 帰り後」一向ニ御左右無之」時期のものである。気
 吹舎に長らく滞在していた高玉民部は、天保三年の九

月四日に「帰国出立」しているので(「気吹舎日記」
 『国立歴史民俗博物館研究報告』一二八、平成十八年
 三月、五七頁)、その後間もないころであろうか。少
 なくとも、高玉が帰国して、篤胤が健在な時期の書簡
 であることは間違いないと考えられる。

【二】 B 87—1

(天保期 年月日不詳) 高玉丹波宛平田内蔵介(鏡胤)書簡

〔尾張殿藩中〕

大角倅

高玉丹波様平田内蔵介

御報(封ウワ書)

【年代推定】篤胤が尾張藩から扶持をもらっていた時
 期(文政十三年七月〜天保五年十一月)のものと考え
 られる。【二十四】とは時期が異なるものと考えられ

る。

【三】 B 83

(天保七年) 十月七日

七月廿七日出之御状八月□□□□□□致拝見候先以
 貴家御揃弥御安全被成」御暮之旨目出度奉賀候随而
 当方無□□□□□□御安全可被下候然者先□□玉
 手纏新本四冊差上候所御落手にて」則御入銀式百疋
 御差越被下慥ニ入□□□□□□

(行欠)

扱又御別紙ニ被仰越候趣一々承知□□□必々御出精
 有之度奉祈候」

一西山氏と同姓之者之事御尋ニ御座候追々」相調べ
 可申遣候乍去姓氏之儀ハ上古と違ひ」当時ハ乱りか
 ハしく際限もなきやう□□□□□□事故中々以急ニハ
 分り不申候□□□油断なく相調べ可申候間御待被成
 □□□御序ニ御伝言可給候勿論御同所□□□壹封相

送り申候乍御世話御届可被下候」

一玉たすきニ之巻上木之事被仰下候へ共」是ハ子細有
 之跡へ相廻し申候第五之巻彫」刻いたし居尚又扶桑
 国考をも□□□彫刻取掛り申候つもりに御座候右ニ
 付□□□会之儀早々御出精奉頼候扱先□□□被仰下
 候ニハ近々御掛銀差上可申其上ニ」開題記ニ而も何
 ニ而も早々差送り候様ニと被仰」下候故拙子義ハ其
 通り相心得御待申居候」然ルニ未タ少しも御遣ハし
 不被下候故つらく」相考へ候所貴君ハ御用心ふか
 き御性□□□□□□させ候後ニ開題記なり何な□□□
 越さず候節ハ出させ候人々ニ対し気□□□事と思
 召今ニ御越しも無之ニやと□□□いたし候乍去夫
 ハ決而間違へ不申候得共ケ様」見合せて隙入候より
 ハ先へ板本差上置候□□貴君之御安心と奉存候間今
 般先ツ開題□□壹部みはしらニ部仲景考三部□□□□
 □□□合本ども御受取置被下御掛銀□□□多少ニ限ら
 ず早々追々ニ御送り被下□□□御働キ頼入候外方も
 追々進学□□□□いたし候所貴君之御受持之分ハ一

向ニ参□□不申候而小子義甚こまり申候勿論是迄□□
 昨年方之不作ニ而何レも御困窮と存候得共」当年ハ
 豊作と申ス事故大御出精奉希□□猶又玉たすき出来
 分御入用ニ候ハ、□□□□而も差上可申候御都合次第
 可被仰下□□御返事奉待候先ハ右之段申上度□□□□
 御座候以上」

十月七日

ひら田

高玉様梧下」

尚々御国君御初御一統え宜敷御」□□申候家内共一同
 宜申上旨申候倅とも」成長只今ハ三人ニ而やかましく
 こまり申□□御出生未無之哉御様子御聞せ可被下候」

【年代推定】『玉襷』第五巻と『大扶桑国考』が彫刻中
 であるが、「平田塾刊本目録」(『明治維新と平田国学』
 国立歴史民俗博物館、平成十六年九月、七三頁)によ
 れば、それぞれ天保七年の十月、十一月の刊行物であ
 り、本史料も同年のものと考えられる。

【四】 B 89—1

(弘化期 年月日不詳)

追而申上候貴公ニハ先年亡父事も」格別御懇意ニもい
 たし候事故何ぞ」形見之品差上度と此間中と存居」
 候得共扱々何も無御座候扱また認メ」候ものも甚少く
 こまり入候得共」此短冊一葉差上申候御受納」可被下
 候宿元ニも至而扨底ニ御座候」間随分御秘蔵可被成下
 候以上」

鍔胤

安兄君」

又申上候貴公御名前を玉たすき」校合人之中へ出し候
 やう一昨年病」中亡父申聞候間其通りニいたし」候心
 得ニ御座候此段も御心得置可被下候」

【年代推定】「先年亡父」は一昨年「病中」だったとい
 うから、これは篤胤が没した翌年から翌々年の間に書
 かれたものだと考えられ、天保十五年(弘化元年)

か、弘化二年のものだと推定できる。

【五】 B 95

(弘化二年 月日不詳 夏)

近年別而繁用ニ御座候間書状」大略御免可被下候い
つもく御免奉希候」○外御三人江御知らせ書状差
上申候」御届可被下候

先月廿七日出之貴書当七日ニ相届拜」見いたし候如仰
大暑御座候所被成御揃」愈御安全奉賀候次ニ当方其後
弥」無事罷在候御安意可被下候久し」ふりニ而御互ニ
御左右相知レ大慶いたし候」

一亡父靈前何分之御品御備被下御懇」志不浅辱奉存候
御家内様方江も」御礼宜御申上可被下此方母初何れ
も」厚く御礼申上候

一靈号御尋被下未だ定り不申候乍」去近々極り候筈ニ
御座候間其上ハ早々御知」せ可申候

一写本の代料御尋被下右之通りニ御座候」

【年代推定】篤胤が靈号をもらうのは弘化二年八月
(近藤喜博編『白川家門人帳』、白川家門人帳刊行会、
昭和四十七年一月、三七六頁)であるが、この書簡は
その直前の内容を含む。

【六】 B 80

(弘化四年) 一月二十四日

「高玉安兄君几下 鍊胤」(ウワ書)

半谷氏御帰国ニ付一筆致啓」上候未余寒過兼候得共貴
家」御揃愈御壮栄可被成御起居」奉賀候次ニ拙方無異
罷在候」乍憚御安意可被下候然者今般」初而半谷氏御
入来之所日数も」少々別而御艸々申候乍去段々」貴君
御取立ニ而進学之人々」出来いたし候段呉大慶致候」
当方之様子ハ此御人々御承知」可被下候甚以残多御

座候何卒」貴君ニも是非々々不遠御出府」御座候様い
 たし度御待申居候」幸便ニ付何ぞ差上度御座候得共」
 不任心今般 薩州栄翁様」御額字摺物一枚致進上候」
 是ハ二十枚限之品ニ御座候条左ニ」御承知可被下候
 色々申上度義も」御座候得共只今御出立差懸り」候間
 委曲ハ后便可申上候扱々」半谷氏御逗留中御艸々」之
 仕合御同仁御両親方へも」宜敷御伝声奉希候甚差」急
 キ早々申上候以上」
 正月廿四日 朝」

【年代推定】「氣吹舎日記」によれば、半谷政因（日記
 中では、小忠太、小仲太、日向正）は弘化四年一月十
 七日に氣吹舎を訪れ、十九日に入門、二十四日に江戸
 を発っている（二二―二頁）。この記事との対応関係か
 ら書簡の年を推定した。なお、「誓詞帳」では入門の
 日が十八日となっている（『新修平田篤胤全集』別巻、
 名著出版、昭和五十六年六月、一三―二四頁）。

【七】 B 91

（嘉永期 年月日不詳）

（前欠）

一入門之人々江亡父霊代として」短冊壹葉ツ、も御所
 持被成度御趣」意ニ候得共兼而御断り申候事故其」
 段ハ御余義なく仍而此上ハ悴」延太郎ニでも代筆為
 致候やうニ」との御事思召之所ハ御尤ニ候得共」是
 又御断申上候但しかやうニ申候」而ハ余リニ無面目
 ニ而御氣之毒ニ」御座候得共世間の学者を見候ニ兎」
 角哥よミ多く哥を詠候ものハ」必学びの方籠略ニ御
 座候夫故道」の行ハれ候事埒明不申候仍而拙」子ハ
 哥詠大きらひ子々孫々申」伝へ哥ハ詠ませ申間敷此
 外碁」将棋茶の湯など一切いたさせ」申間敷と申付
 候事ニ有之候間」何分ニも不悪御承引可被下候」右
 之通りニ御座候得共折角御入門」之御方々亡父の霊
 代をと御望ミ」被成候も実ハ御尤之事また貴君」ニ
 も追々多勢御誘引も可被下由」然ルニ何歎なくてハ

と思召候も是又」至極御尤ニ奉存候右ニ付御内談申候」亡父認候もの、内短冊また色紙」などきれいに認候ものハもはや至而」扨底ニ相成候間以来一枚も差上兼候」半紙半切其外反故のうら」などへ何かの下夕書ニいたし字三ツ」四ツ或ハ哥の半分ぐらゐ又中ニハ」一首まるで書候も有之候また俗」文或ハ薬方など書候ものも有」之候是等ハ随分数々有之候間」成たけ見よき所をえり出し」葉ツ、相送り候事ハ如何但し亡父の名ハ」無之候間拙子のことわり書を添へ」可申候譬へハ」

此——ハ亡父の筆」疑ひなきもの也某の所望」

ニ付相贈る 鋏胤」

右やうニ相記し可申候諸方ニも此例」有之大抵同様之御望ニ而実ニコ」まり申候拙子代ニ相成り入門三四十」人有之候内過半右之通りニ御座候」弥御懇望ならバ相贈り可申候間」右之所ハ極内々貴君御腹の内へ」御納メ置可被下候」

一紅入御越し被下則三百文分」相求メ差上申候蛤貝ハ

こまかに」破レ候間かくの如くニいたし差上申候」余ハ后便可得御意候御覽後」御火中可被下候 かしこ」

【年代推定】書簡「相馬地方における平田鋏胤書簡(IV)」【十二】において、短冊の注文を断っているのが弘化四年のことであるから、それ以降のことだと考えられる。文中には「入門三四十」とあるが、「誓詞帳」によれば、篤胤没後の門人数は、弘化五年までで合計二十五人、嘉永元年までで三十七人、翌二年までであれば四十八人となる。これらから、本書簡は、およそ嘉永元年前後のものと推測される。

【八】 B 106

(嘉永三年) 五月五日 高玉民部(安兄) 宛碧川操之助(好尚) 書簡

「碧川君ハ鋏胤先生実弟也」(端裏書)

此度内蔵介事参上仕」候に付一筆啓上仕候向暑之節」御座候得共被成御揃益御」繁栄被成御座珍重奉存上候」然者先年已来毎度御文」通被下候処御返事も不申上」甚失敬ニ打過候段偏ニ御宥」免可被下候且亦此度内蔵介」参上被是御厄介相成候儀と」奉存候何分ニも宜しく御心添」被下候様奉願候殊ニ其表妙」見様御祭礼為見も相成候」哉のよし誠ニ珍敷また」嚙々大悦仕候義と奉存候此度」参河ニ任せ何ぞ差上可申候」筈之処不能其儀誠ニ印迄ニ」扇子式本小扶桑木呈上」仕候間御笑納被下候へ者大慶」奉存候追々御子息様にも」御盛長之よし承知仕而恐悦」奉存候扱亦先年已来学事ニ」厚く御骨折可被下候ニ付其表も」追々古学信仰之者も出来候」よし兄方承知仕候全く」其御許様御骨折故之事ニ而」我於も何寄大慶千万可有」先者一寸右之段為可得貴」意早々如此御座候恐惶謹言」

五月五日認碧川操之助」

高玉民部様」

皆々様江も宜しく奉希候」兄事何分も奉希候近年」之内江戸江も今壹度ニ御出」候様呉々も奉待候以上」一先年は結構之真わた」御恵投被成下難有奉存候乍序」御礼厚く奉申上候以上」

【年代推定】 鍔胤が秋田に行き、高玉の家にも寄るのが嘉永三年五月十三日からである（「気吹舎日記」、二二九頁）。この史料はその直前の内容を含む。

【九】 B 76

（嘉永三年）五月七日 高玉民部（安兄）宛平田延太郎（延胤）書簡

一筆啓上仕候追日暑氣」之節罷成候得共弥御安恭」可被成御勤務珍重御事」奉存候随而当方家内一同」無異罷在候乍憚御休意」可被下候然者今般愚父事」国許江

罷越候二付御地江も」罷出万端御介抱二罷成候事与」
奉存候猶別紙一封御渡し」被下度奉願候先者右申上度」
如斯御座候猶追々可申上候」

恐惶頓首」

五月七日 延太郎」

民部少輔様」

参人々御中」

尚々御家内様御一統江宜敷」

【年代推定】 書簡【八】と同じ根拠による。

【十】 B 81

(嘉永四年) 八月十七日

尚々齒葉其外一二種良方」有之候貴家之御為二相
成事にて長ク」御伝受申候而も宜敷御座候尤も御
直伝」ならでハ相成兼申候御為二相成事二候ハ、」

何歟之御礼として御伝可申候以上」

先月廿七日之御状当七日暮方」相届拜見如来命嚴
暑御座候所御揃」□御安全奉賀候次二当方無異」

□安意可被下候然者先達而苅宿主」田代氏御入門
之答謝并二夫々申上候」事共御承知之由且神拜式
御受取之旨委曲被」仰被入御念候御事承知いたし
候」

一今般岩城なる秋元氏入門二付御束」脩金百五十匹御
誓詞共御差越夫々」被仰越候事共一々致承知候如仰」
岩城ハ初て二而猶以後追々相増可申」□全く貴君御
出精故と深く辱大」慶いたし候先人の靈嘸々満足二」
被存候事と被存候追々遠国へも相弘」まり先達
而方肥後ノ国人参り居り」猶又此節伊与ノ大三嶋ノ
神主も参り」当分逗留勤学のつもり又無程同社」
中方も参り候筈二御座候御同慶可被下候」

一御注文之品々差上申候宜敷御取計」可被下候外二齒
葉十厂皮四帖」筆五分品壺封差上申候」
但し木匠祖神号無之二付跡方差上可申候」

一誓詞之文之事承知いたし候若も」案紙なくハ追而別
ニ写させ差上可申候」

一松本氏之事承知いたし候しかし」右ハ拙子方貴君
迄御相談申候事ニ」御取計可被下候実ハ此節出来合
も」無之殊ニ近来写本もの大ニ急かしく」早速ニハ
出来兼候間五十音にても」送り可申哉何ぞ外ニ望ミ
も候哉御問」合せ被下度段御相談申上候事ニ御掛」
合可被下候可相成ハ注文之上相送り度」御座候」

先者右貴答得御意度如此御座候以上」

八月十七日

鏡胤

高玉君

尚々神代系図ハ 五匁五分」皇典文イハ式匁五分ニ
御座候尤も一わり」半引ニ而宜しく候事」

【年代推定】嘉永四年には、八月七日に「岩城なる秋
元氏」こと秋元房照（右近）が入門しており（「誓詞
帳」）、これに先立つ七月二十四日には「予州三島神
社大祝」が氣吹舎を訪れ、二十八日に入門している。

これは「学問之為出府」ということであり（「氣吹舎
日記」、二五九頁）、「誓詞帳」と照合して考えるに、
伊予国越智郡大三島宮之浦の大山積大明神社の三嶋玉
温（大祝）を指すと推測される。

【十一】 B 90

（嘉永四年十二月）十七日

甚寒相成候得共御揃弥御安」全奉賀候然者先便ニ海」
老沢御注文之もの委曲申上候」定而御承知被成候事
と奉存候」早々御返事待入候」

一大祓詞三帙出来候間則差」上申候御受取可被下候」
一今般珍書ニ種活字本出来」

本代料之義ハ壹部程ニ而少しも」引ケなしニ御
座候左様御承知可被下候」

至而部数なきものなれども若又」此外ニ御入用候
ハ、才覚いたし」跡方差上可申候御沙汰なく是限
ニ」差出し不申候」

先ハ右申上度早々如此御座候 以上」

十七日」

鍊胤」

高玉君」

尚々時候折角御為咄可被下候」

一拙生娘当年十七才に相成候もの」此節同藩中々所望ニ而年内」嫁し遣ハし申候事ニ而甚取込居候間」今便何事も大略いたし候以上」

【年代推定】鍊胤の娘、いく（元みか）とすずはいずれも秋田藩士に嫁いでいる。いくは天保六年生まれ、すずは天保十一年生まれであり、十七歳になるのはそれぞれ嘉永四年、安政三年ということになる（『明治維新と平田国学』、一〇頁）。「気吹舎日記」にあたる、安政三年の秋から冬に関連する記事が見えないのに対し、嘉永四年については、十二月二十三日条に、村瀬良助から結納諸品代が届き、「美嘉」が「幾」と名を改めたことが、記されている（二六三頁）。直前

の十七日条（二六二頁）には高玉民部に書物を出したことが書かれており、本書簡と状況が合致する。

【十二】 B 92

（嘉永四年 月日不詳）

（前欠）

又申候^{（前欠）}候貴君追々御心配被下候故」段々拙者門人もふえ申候昨年ハ」旅行故都合六拾三人か有之候」其内桑折辺式拾四五人ニ御座候」早田伝之介ハ嫡子も孫も旧冬」入門いたし候彼是御安心可」被下候序故御礼旁申上候 以上」

【年代推定】「誓詞帳」では、早田伝之助の子である松之助の入門が嘉永三年十二月三日、孫の武助のそれは嘉永四年正月二十三日であるので、嘉永四年と推定した。

【十三】 C2

(嘉永七年 月日不詳)

御問合せ申候」

一書物のとぢ糸ハ此糸の太白相用申候」右之糸御手許
 ニ而御こしらへ被下候」事ハ出来不申候哉尤も染ハ
 江戸染ニ」いたし白ニ而宜く扱者直段ハ金壹両ニ」
 いくら目ニ而御出来上候御考への上後便ニ」否哉御
 左右可被下候是迄江戸ニ而も買ひ」又ハ秋田と取よ
 せたる事も御座候尤も年ニと」少しツ、直段の高
 下も可有候得共大抵の所」被仰下候尤もしかし一年
 の入用百目と」百五十目斗りも入り可申候」
 一序ニ付申上候先年御恵ミ被下候きぬ糸者」少し細く
 御座候昨年御恵被下候ハ少し太く御座候」常の品ニ
 ハ少し太過キ申候然ル所旧冬以来」軍用の着込類
 品々仕立ニ用ひ候而至極宜く」誠ニ調法仕候殊ニ品
 柄之事余の品方も一入」念入候事ニ而御恵ミの程別
 而有がたく家内之者も」宜く御礼申上候様申候仍而

序ながら申上候 以上」

高玉様

平田拜」

【年代推定】この書簡は、「糸御手許ニ而御こしらへ被
 下候事ハ出来不申候哉」、「直段ハ金壹両ニいくら目ニ
 而御出来上候、御考への上後便ニ否哉御左右可被下候」
 と尋ねるものである。さて、嘉永七年九月二十八日の
 鍊胤からの書簡（「相馬地方における平田鍊胤書簡―
 解題と翻刻―」【二十四】）が「書物とぢ糸直段御問
 合申候所、大抵百本ニ付式分三朱と三分位迄ニ御座
 候よし被仰越御面倒辱承知いたし候」と述べ、同年十
 一月七日の鍊胤からの書簡（「相馬地方における平田
 鍊胤書簡―解題と翻刻―」【二十五】）が、「先頃本と
 ぢ糸之事御問合申候ニ付、御試ニ生糸金壹分分御求、
 御手製ニ御こしらへ被下、乍去御手間ハ御手伝として
 御まけ被下候由、其段ハ何共痛入候義ニ御座候」と述
 べている。これらはそれぞれ本書簡の問条に対応する
 答えを鍊胤が得たことを示すものだと考えられるの

で、本書簡をこれらの書簡に先立つ時期のものともみなせる。とすると、本書簡中の「旧冬」とは嘉永六年冬を示すことになる。つまり、ペリー来航後の緊張の中にあつたわけで、そんな時に「軍用の着込類品々仕立てていたというのも、納得のいくところである。

【十四】 C5

(安政二年 月日不詳) 差出宛所不詳

去寅十二月廿六日武家伝奏「三条大納言実万殿を以

脇坂「淡路守殿江被 仰聞候」

勅命之趣者 今般日本六十「余州ニ在之寺院之半鐘

釣鐘」不残御引上ケニ相成趣右之内「五山本山向之

儀者御見通シニ」相成其余 官方又ハ如何様」之由

緒有之ケ所も不残御引上ケニ」相成候由」

一此度 將軍家より」

仮 御皇居中諸向御不自由ニ」可被為在右御慰ミ之料として」御手元御手箱より金壹万両」進献有之趣

二候去ル天明度も」表向献上ハ先例有之候事ながら」右様之儀者は迄例無之儀と」其筋掛り之者ヲ申越候事」此度 御造営向之諸材量是迄」とハ事替り何レも美を尽し」被申候由右者全ク目前ニ拜見」仕候弥以二月中旬占」

御地築相初り九月下旬二者」皆御成就之 官命ニ有之候由」

右者二条様御館入江州」八幡住人西川善六より」申来」

【年代推定】 三条実万の武家伝奏在任中の「去寅」は安政元年だけである。その年は四月に禁裏が炎上し、また十二月に朝廷から梵鐘改鑄が指示されており（『日本史年表 第四版』岩波書店、平成十三年十二月）、書簡の内容と状況が合致する。よって本書簡は安政二年のものと推定した。また、文面から「九月下旬」以前のものと考えられるため、ここに配置した。

【十五】 B 82

(安政二年) 十月二十八日

一簡啓上邇日冷氣相増候得共「貴家御揃弥御壮栄之御事」と「奉賀候然者当地大地震事ハ」先便ニ申上候得者御承知と存候其「後地震も止ミ別条無之候間御休意」可被下候扱者田代公より此一封去ル」廿日ニ相届申候其後飛脚日無之候」故今日差出し申候早々大井へ御知せ」可被下候今日か明日かと御着府を」指折て御待申候地震ニハ上方近ニ而」御逢の事故少しも御障り無之只々諸所」御見物故彼是と御隙取と相察し」申候御着次第先日之金子入御状早」速御渡し可申候尤も雲州表の御都」合も上首尾のよし御同慶可被下候呉々」大井へ宜敷御伝声可被下候先者右」之段得御意如此御座候恐々頓首」

十月廿八日

内蔵介

高玉様

尚々先達而之金子入ハ早便ニ而京」都へ差出し候所

慥ニ御受取被成候よし」東頭君御書中ニ相見え申候定而御地へ之」御書中ニも其由御認可有之候得共為念」申上候御安心可被下候以上」
一此一冊大秘書ニ御座候先便取落候」之故今度差上申候以上」

【年代推定】 大地震の翌年であり、「相馬地方における平田鍔胤書簡—解題と翻刻—」【三十八】、【三十九】からわかるように、九月ごろに田代氏へ金を渡した年である、安政二年にあたると考えられる。

【十六】 B 94

(安政二年 月日不詳) 差出宛所不詳

〔内密御直披〕 (封ウワ書)

先日御注文御座候アメリカの契約大」秘密一冊差上申候猶又外ニ当三月」渡来のフランス一件の書

付是も一同差」上申候出所甚六ヶ敷御座候間御用心可」被下候必心なき人へ御他見御無用ニ而」

右之外ニ此節女が男ニ成り候江戸中の「大評判明細書付御歴々掛御目申候」是ハ誰へ御見せ被成候而も不苦候 以上」

同日

江戸と」

【年代推定】「アメリカの契約」とは、日米和親条約であれば嘉永七年三月三日締結であり、日米修好通商条約であれば安政五年六月十九日締結である。書簡中には「フランス一件」ともあるが、安政二年三月四日にフランス艦が下田に来航している（『日本史年表 第四版』）。また、江戸で「女が男になる」事件については『武江年表』安政二年の項に、娘が突然男になり、江戸市中の話題となったことが記されている（『定本武江年表』第二巻、大空社、平成十年九月、四三頁）。これらより、本書簡も安政二年三月以降のものと推定

される。

【十七】 B 72

（安政期 年月日不詳）

一三輪田事□々長逗留いたし其上に」此節ハ不埒至極之よし困り入候人物ニ」御座候当地ニ而も追々尻がはげわるく」云人而已ニ御座候此上立返り候共必御断り」可成候御一己ニ而御不都合ならバ中村表方之」御内命として早々追出し同じくハ其」領分中ニも居らぬやうニ御取計可被成候」大二道の妨ケニ相成可申候拙方ニ而も左程の」事とハ不存候所追々不埒あきれ果申候事ニ」御座候大井初メ御同志之御方々へも宜敷く」被仰含くれく御用心可被下候以上」

【年代推定】 鍔胤は高玉に対し、安政三年八月十七日に「三輪田生、此節貴家ニ御厄介ニ相成候よし、御面

倒と奉存候、(中略) 本より門人に相違無之、随分篤志之人ニ御座候」(「相馬地方における平田鍊胤書簡(II)」「五十四)と書き送っているが、その後三輪田は高玉の家に長逗留を決め込んだらしく、三輪田が出立したかどうかがたびたび書簡上の話題になっている。寺社奉行の手の者に捕らえられたなどの噂の後、安政四年十二月十一日の鍊胤からの書簡では「三輪田やうく出足ニ相成候よし、然ルニ今以当方へハ参り不申候、如仰四五年ニ限らず以後ハ参らぬやういたし度候、当地モ諸所不義理多く、夫故逃て国へ帰候哉、又ハどこにか身を隠し居候哉、御一統御餞別等も御遣之由、過分至極ニ御座候、同人ニ限らず以来者能々御用心可被下候」(「相馬地方における平田鍊胤書簡(II)」「七十五)と報じられている。本史料はこの期間のものと考えられる。

【十八】 B 85

(万延元年) 十月七日

又申候近頃ハ御痛所御快候哉相□□□□□□随分御大事ニ御療□□□□

(行欠カ)

先月廿七日出之御状昨六日夕相達」拜見愈御安全奉賀候次ニ当方」無異御安意可被下候」

一第一御教導御出精被成候趣何と以」辱大慶いたし候」

一山客神訣全部御受取ニ被成候由承知」いたし候御謝物ニハ及不申候尤も先便ニ」調法之品々御恵ミ被下何と之事一同辱大慶罷在候外ニ必々御心配被下間しく候」

一皇典文彙御受取之事承知仕候」

一武学本論之事ハ先便ニも申上候通り」いまた急々之事ニハ清書相成不申候先」当分御延引可被下候」

一先月十一日例之靈祭被成下御廻番」ニ而当年ハ西山

家ニ而御座候由其節之」御詠書委曲御記し御越被下
 誠ニ以御悃」篤之至り厚く辱奉存候実以亡」靈も満
 足いたし候事と於小子大慶仕候」諸国ニ而も追々靈
 祭御催有之趣承り」本懐之至大慶此上ハ無之候御連
 中へ」御挨拶乍憚宜敷奉頼候」

一 飛脚之事被仰下被入御念候御義」承知いたし候」

一 先達而御注文之白粉紅菌菓等」先月廿七日差出申候
 着次第御受取」可被下候」

一 三五本国考壺部附録共三卷」今般別紙相添佐藤氏へ
 相送り申候」宜敷御取斗可被下候」

右之条々得御意度此如御座候昨夕御状」着候所幸ヒ
 今日序御座候間直ニ御返書」差出申候余ハ后便可申
 承候 頓首」

十月七日

鍊胤申」

高玉君几下」

【二一七】と内容が呼応しているため、万延元年と推定される。

【十九】 C11-3

(文久三年 月日不詳 春) 差出宛所不詳

以嶋屋飛脚啓上仕候」先便御手配真綿三十式匁金壺
 両式朱入之書状差上候間定而」唯今頃者相達御披見
 ニ相成」候之事と奉存候追日次第二春和」融之相催
 御貴館御一統様」御揃益御安清被遊御座」恐悦之御
 儀奉賀上候次当方」無別条罷在乍憚様御安慮思召」
 可被成下候且ツ旧冬十八日御差下シ」之御書状覚」

一 玉襷初帙壺部 一 妖魅考壺部」

一 神拜式 式帖 一 宮比神壺部」

一 姫島考 壺冊 一二千文カナ付 三冊」

一 伊吹おろし五部 一 出定笑語附録 五部」

メ八品代料」

金式両式朱卜四百七文」

【年代推定】「武学本論」をめぐって、万延元年九月

十一日の書簡(相馬地方における平田鍊胤書簡(Ⅲ))

外ニ神徳略述頌 弍部」

代料壹朱ト弍十八文」

両ノ金弍両三朱四百三十五文」

内当正月十八日壹両差上 嶋屋者忠治渡」

又二月十三日金壹両壹歩差上」

両度ノ金弍両壹歩也差上」

旧冬過錢四十三文入」

右御書物代金ハ皆濟御勘定ニ相成下候」此トハ御尊

父様御留守中之御事ニも」候得者御混雜無之様御け

し可被下候」外ニ弍朱差上候ハ御注文之書物代ニ」

御座候事」

【年代推定】この史料では、『伊吹おろし』と『出定笑

語附録』がそれぞれ五部出ている。ともに文久二年の

冬に刊行されており（『平田塾刊本目録』）、他のもの

に比べた注文の多さを初動部数の高さによるものだと

考えれば、「旧冬」が文久二年の暮れを指す可能性は

高いと思われる。そして、この書簡は明らかに気吹舎

宛のものではあるが、書き手は「御尊父様」が留守だと聞いているようだ。ちょうど文久二年の十一月から文久三年の三月まで鍊胤は在京している（『平田国学関係年譜』『明治維新と平田国学』、七二頁）、江戸の気吹舎にいない。この書簡を、文久三年春の気吹舎宛書簡の下書きあるいは控えとして考えると、事態を整合的に解釈できるのではないか。

【二十】 B 71

（文久三年）十月十五日

〔高玉民部少輔様〕

西山伊賀守様 平田大角」

御報」（包紙ウワ書）

貴札致拝見候如仰冷氣相成」候所各様御家内御揃弥御安」静被成御座候旨珍重之御事ニ」奉存候然者老拙等先般上」

京之儀首尾能相濟候ニ付今般」為御欽御息書被下且御
産之」真綿八十匁被掛御意重疊忝」奉存目出度致祝納
候右御礼答」為可得御意如此御座候頓首謹言」

平田延太郎」

十月十五日

延胤（花押）」

平田大角」

鍊胤（花押）」

高玉民部少輔様」

西山伊賀守様」

荊宿能登守様」

田代加賀守様」

半谷日向守様」

高玉兵衛様」

只野土佐守様」

秋元掃部頭様」

新谷辰太郎様」

松本儀八様」

佐藤薩摩守様」

若松運藏様」

【年代推定】文久二年十一月に鍊胤は藩命により上京し、その際に内蔵介を大角と改めている。そして、江戸に戻るのは文久三年三月のことである（「平田国学関係年譜」）。従って文久三年の書簡と考えるのが妥当であろう。

【三十一】C6

（元治元年三月二十七日）

「元治元甲子年四月七日」（端裏書）（異筆カ）

○御筆之事も承知いたし候へ共道中」賃錢も掛り候
故追而書物差出候節」一同差出し可申候 以上

当十三日之貴書一時廿五日相届」拝見暖和之節貴家御
揃弥御平安」奉賀候次ニ拙方無異御休意可被下候」然

者半谷氏帰着当方之事御承知」且古史伝七部相届候段
但し少し」水損ハ有之候へ共夫々御配分ニ相成候由」
安心いたし候扱同書直段ハ壱部ニ付」

(後欠)

【年代推定】前欠状態である「相馬地方における平田
鍊胤書簡(Ⅲ)」【一四四】につながるものであり、
年代もそれに従った。

【三十二】 B 84

(年不詳) 十一月十七日

先月十七日之貴書廿七日ニ相届」致拝見候寒冷御座
候所御揃愈」御安寧奉賀候」

一妖ミ考壱部差上候所西山氏与」御入銀金壱部式朱
御遣ハし被下慥ニ」致落手候猶又今般委細被」

(行欠カ)

大慶いたし候」

一西山御氏与御細書被下中ニも□□」之事も被仰下
忝奉存候其外ニも」御懇志千万辱奉謝候別段御挨」
撈も可申述之所甚多忙ニ付大略仕候」貴君与宜御
伝声なし置可被下候」

一御地秘書系図一冊態々御写させ」被下右ハ亡父兼々
懇望いたし候」ニ付御越被下早速一覽仕候所如何ニ
も」珍重之書千万辱大慶仕候是迄」所持之本と校合
もいたし永秘蔵」可仕候呉々辱奉存候」

猶色々申上度事御座候得共誠ニ」急用出来候間余ハ
重便可申」上候次第ニ寒氣相増可申折角御自愛奉頼
候恐惶頓首」

十一月十七日 平田拝」

高玉君几下」

【年代推定】篤胤没後ではあるが、未詳。

【二十三】 B 86

(年不詳) 十一月二十七日

(前欠力)

少し迷惑ニ候得者折角」之仰故まけて差上候」則百二十包分御座候」乍去百二十包之内八十」包ハ合包ニいたし候左様」御承知可被下候」色々申上度事共御座候へ共」無拗訳合ニ付大略いたし候」何レ後便万々可得御意候」以上」

十一月廿七日 平田」

高玉様」

尚々先日之金子入」御状十八日ニ相届候故無余義」今日ニ相成候此段も為念」申し上候以上」

【二十四】 B 87—2

(年月日不詳)

(前欠力)

二白先頃中学事御弘被成候ニ付」而ハ門入之者多く無之候而ハ相成不」申右ニ付亡父認もの之内誓詞」一二字ツ、なり共遣ハシ候得者多人」数入門も可有之深く勘考いたし」候様呉々被仰下誠ニ御尤ニ奉存候」其後追々申上候通り諸方とも」多勢之事ニ而何分可キ然ルおくり」もの無之候乍去貴君之御心付」実ニ御尤ニ御座候間兼々草稿類ハ」門外不出ニ而焼捨候定メニハ候」得共此度古史徴の稿本の内紙」簡五枚程差上申候御受取可被下候」是ヲ以て先頃の兩人ヲ始メ以後」大勢へ少しツ、御分ケ与へ可被下候」一行ツ、御切分ケ御授被下候ハ、大凡」百人計リ二行づつならバ五十人前」程ハ可有之候此分不残御出しきりニ」相成候程同学の人出来候へバ誠ニ」貴君の御大功ニ御座候間其上者」是ニ陪(マヤ)し候ものを御謝礼として」無相違進上可致候其思召ニ而」入学の人江ハ少しツ、ハ御遣ハシ」可被下候右之段とくと御承知」可被下候扱右之通り御分配之品」差上候ニ付而ハ先日御預ケ申置候」短冊三葉急便ニ御返却可」被下候此方払底ニ而甚こまり」申候

勿論家蔵のもの他へハ遣ハシ」不申候是又御承知可被下候」

御覽後御火中希候」

秘事くく」

他国ハ兎も角も奥羽の両州ハ」格別ニ相開ケ候様いたし度候」此事実ハ亡父遺意ニ而御座候」秋田庄内辺ハ大分開ケ申候」御同慶可被下候猶又先便」申上候鏡弥の一件また追々ニ」玉櫛六之巻上木取かゝり」申候伊達人たちの助成も」御座候委曲追々可申上候以上」

一先達而古道大意跡方拾部持」出候分も御受取被下今般御入銀」集り候分金三分御越し被下慥ニ」受取申候扱右大意の本俗ニも」解りよく便利ニ御座候段被仰下」外方も追々其御噂ニ而大慶いたし候」猶又跡々も御注文可被下候得ども」混雑故一ト先勘定相濟候上ニ」而之思召御尤ニ奉存候」

一玉櫛十ノ巻出定笑語武学」本論此分ハ少しも早く上木可致」旨誠ニ御同志ニ御座候」兎角俗通之物なく

てハ」道ハ弘まり不申候右之所存故妖」ミ考又ハ此大意を上木いたし候」追々ニハ諸道の大意悉く板行」可致存し罷在候何分御助成可」被下候」

一御系図之極秘書御手ニ入候よし」右ハ以前亡父と御頼申候ニ付多年」御心掛ニ而漸々今般御借用被成候趣」何卒内々御貸可被下候早々ニ写」させ返納可申候格別之大冊ならずハ」五日か十日ニ出来可申候早々ニ御貸」可被下候尤も秘中の秘なる事ハ」とくと承知いたし候ゆめく」

一草冊子の源氏之御注文被仰」下昨夕早速為尋候所初篇方」次々沢山出候所御趣意ニ而六ヶ敷」今ハ一冊も無之由第三十六編方」以後ハ何とか名を替て近頃出候」よし其外ハあるまじき由申候」無是非候○草野集小本ハ」相求候間則差上申候代ハ銀」五匁五分ニ而御座候○詞格一覽」右ハ本屋ニハ無御座候田原町黒川」云々へ今日求ニ可遣所朝方大風雨」ニ而難渋いたし候間后便ニ差出可」申候右之所江金ニ朱慥ニ受取」申候」

(後欠カ)

【年代推定】『玉櫛』六之卷上木は嘉永二年九月である
 (「平田塾刊本目録」)が、その事実だけでは本書簡の
 年代を確定させるのに不十分である。

【二十五】 B 89—2

(年月日不詳) 差出宛所不詳

倉無之^(イ)

禁口痢

カシヒイモノヒトリてニ土ニ「おちたるま、ヲヘツヒ
 ノ」火にてやキ白サトウヲまぜ」

つめハ愈る」

痢病にて倉^(イ)ヲウケサルヲ」

ナホス」

【年代推定】当初の整理段階でB 89は一括して扱われ

ていたが、この状と【四】B 89—1との連関が不明な
 ため、【二十五】B 89—2として別に番号を立てた。
 年代を推定する手がかりは文中にない。ちなみに、
 「禁口痢」は、食べ物を口にしては吐いたり、吐き気
 がして口にできない状態を指す。

【二十六】 B 93

(年月日不詳)

御内書拝見被仰下候御事委細」承知仕候時節を伺ひ
 可申候乍去」此事他所方ハ出来易く候得共」当家
 中方壱岐守殿へと申候而ハ」甚六ヶ敷訳合有之何共
 心配ニ」御座候何レ他所の人を頼まねハなり」不申
 候得共また若も他へ洩レ候而ハ」不相成事故何分ニ
 も時節を見」合可申候此段不悪御承知置可」被下候」
 一今般林氏方しの竹沢山ニ」贈賜ハリ何とも痛入候
 昨年も」結構之品々御心配ニ預り重々」氣之毒ニ御
 座候仍而ハ何ぞ御答」礼ニいたし度存候得共どうも

差」当り心付無之候何卒貴君御」考へ極内々后便お
知らせ可」被下候此度ハ只書状斗り相送」申候宜敷
奉希候」

同日」

【年代推定】「林氏」は「誓詞帳」で嘉永六年七月入門
の林寿泉か。寿泉の入門は奥山正胤の紹介による。
「陸奥国桃生郡深谷矢本村」の者であつて、同国伊達
郡「藤田逗留」とある。入門以降かと思われるが、特
定は困難である。

【二十七】C3

(年月日不詳)

○序故御尋申候兼々格社之御取扱□」御望御座候
ニ付当方ニ而もドウカと存申候御分家」壹岐守
殿之御方心掛候へ共良縁無之」延引相成申候然
ル所此度之仰付られ者」格社神主之次席と御座

候右ニ而ハいまだ」注連頭の手下ハ御のがれニ
相成不申候哉」又ハ寺社奉行御直御支配ニ候哉
右之所」後便御返事可被下候」
一龕末之物少し御娘子様へ家内共々」差上申候御笑
受可被下候

【二十八】C4

(年月日不詳) 差出宛所不詳

亞黒利加人渡来の義ニ付」

今上皇帝御製」

しら波のよし寄るとも何かあらむ我秋津洲は神風のふ
く」

水府景山公与阿部伊勢守殿へ小さくらおとしの御
鑑壹領へ此御歌御添遣されしよし」

咲出てちるてふことはものゝふの道ににほへる花にそ
ありける」

御同館より川路左衛門尉殿へ紅葉彫の御太刀一振ニ

此御歌添させられ遣し候よし」

立田川流れに浮かむもみち葉のちらすはいかに人やめ
つへき」

御同館より江川太郎左衛門殿へ時鳥の目貫御短刀ニ

此御歌添させられしよし」

卯の花のちるともよしやほと、きす名をは雲井にあく
るとおもひば」

【年代推定】安政二年一月に江川坦庵は没しており

（『日本史年表 第四版』）、嘉永五年からその時まで
の間に詠まれた歌として流布したと考えられる。しか
しこの史料自体は、それより下る年代のものであつて
もおかしくない。

【二十九】C8

（年月日不詳）

○古史伝十三方下御入用ならバ為」写さし上可申候

上筆工でなければ」壹冊ニ付壹分位ニ而出来可申候
尤も」誤字ハ無之候但し外々へハ右之わり」合ニ而
者困り申候貴家計りの事と」思召可被下候 以上」

○第四方第十二迄の所ハ今一度清書いたし」直し候
事故少し隙取申候来年ハ出来可」申候 以上」

【三十】C9

（年月日不詳）

一先達而新刻本神拜式数々差」上申候大ニ御厄介とハ
奉存候得共宜ク」御分配可被下候扱又今般旧板」之
神拜式八部差上申候是ハ新板」出来候而ハ不用之様
ニ相成申候仍而」是迄の半分直ニいたし壹冊ニ付
式百文くらゐ
困究之人などへ御授ケ可被下候爰元」ニ而直下ケい
たし候而ハ却而宜しから」ぬ事御座候間御地へ差上
申候しかし」御地とても右ニ而不宜ハ御進物ニ也」
とも何レともなし可被下候」

【年代推定】年代を推定する手がかりとしては、文中に見られる「神拝式」がある。同書には複数の版が存在する。「平田塾刊本目録」に従えば、文化十三年の『每朝神拝詞記』、文政十二年十一月の『每朝神拝詞記』(改訂版)、嘉永四年四月の『再訂神拝式』、明治七年二月の『每朝神拝詞記』がある。

もしこの「新刻本」が文政期のものだとすると、この断簡が現時点では本書簡群中最古のものだということになる。しかし文面から考えるに、この書簡の時点では、既にある程度の往来が両家の間に存在したと見るのが自然であろう。

明治七年のものである可能性についても検討しよう。明治七年二月二十四日の書簡である「相馬地方における平田鍔胤書簡 (V)」【二十四】は、その前年秋からの状況を詳しく説明しており、鍔胤側からの書簡が暫く絶えていたことがそこから判明する。その際、「玉たすき十ノ巻」について宣伝をしているものの、新刊の神拝式については言及がない。高玉家相手に積

極的な『每朝神拝詞記』の売り込みを行っていた様子は窺えない。

そうすると、これは嘉永四年のものと考えるのが妥当なところか。

【三十一】 C11—1

(年月日不詳) 高玉丹波宛平田大角(篤胤)・内蔵介(鍔胤)書簡

〔高玉丹波様 平田大角
同内蔵介〕(包紙ウワ書)

【三十二】 C11—2

(年月日不詳) 差出宛所不詳

無人嶋江漂流仕候後アメリカ船ニ被助上候」土佐之国之者三人口書」

牧 志摩守」

松平土佐守領分土佐国高岡郡宇佐浦」

伝蔵四十八歳」

五右衛門廿五歳」

万次郎廿三歳」

に替らす磯魚者日本」にて見ざる異魚多し」

【年代推定】万次郎の帰国は嘉永四年（『日本史年表第四版』）。それ以後の情報であることは疑いないが、確定は難しい。

一ハフ国大サ四国位也七島あり甚磐榮なり此国近年アメリカより人道」を教て諸国交易之津とす西洋国之船も入津日本大坂杯」之如き地にて遊女町杯もあり」

一ハフ国にて式朱判と寛永通宝錢出し此国之人ならずやと仕方」すれ者四人共平伏す頓て日本人と悟りたる体也」

一城郭之事海端平地ニ切石ニ而高サ四五間程長サ壱町程の石垣」を築立瓦屋根ニ而白土塗長屋様之家有之大筒五拾挺立」並へ城之方ハ町家へ相見不申同所ニ而ハ劔付小筒を以日々鉄炮稽」古有之凡二三十人程も罷出師範之者式人脇差様之者を具シ」罷在候を見掛申候 一寺地体之処見掛不申由」

曆数千八百四十二年二月

天保十三年
正月二相当申候

一食物田芋唐芋定食其中麦ハ至而貴し米ハ諸国より積来れ共上品」ともせず魚類ハ鯛小鯛之類□魚ハ日本